たかはぎブランド推奨品認定制度実施要綱

平成20年10月 9日 制定

(制度の目的)

第1条 高萩市観光協会(以下「協会」という。)と高萩市商工会(以下「商工会」という。)の会員が製造した産品で、高萩市の優良な産品として誇れるものをたかはぎブランド推奨品(以下「ブランド推奨品」という。)として認定し、情報発信することにより、消費者や流通関係者に産品の優位性をアピールし、販路の拡大、品質の改善、生産の増強を図り、もって地域イメージのブランド化を通じて地域産業の発展及び地域活性化を図ることを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 たかはぎブランド委員会(以下「委員会」という。)は、消費者に安心安全な生活を提供するために、次の基本理念のもと、ブランド推奨品認定制度を設置する。
- (1) ブランド推奨品認定製品は、高萩らしい地域イメージ(自然と伝統)の産品であり、優れた素材や技術等を生かした高萩を代表する産品であること。
- 第3条 委員会は、認定の審査等制度の適正な運営を行うため、たかはぎブランド推奨品審査会 (以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会委員は、委員会会員で編成し、委員会会長が任命する。 (認定基準)
- 第4条 審査会は、申請製品の認定を行うに当り、次の認定基準にしたがって認定する。
- (1) 高萩市の自然や文化・伝統を掘り起こし、守り育む意図や知恵があること。
- (2) 高萩市が連想される取組みやエピソードがあり、高萩市のイメージの向上につなが る物語性があること。
- (3) 独自の技術や方法で生産・製造を行うなど、高級品・貴重品等としてのポジショニングの他、ユニークな取り組みを行っていること。
- (4) 品質の高さ等を保証する客観的な事実があること。
- (5) 高萩ブランドの普及・認知度向上、他の事業者等への波及効果が期待できるものであること。
- (6) 申請製品が1年以上の販売実績を有していること。
- (7) 高萩市内で生産等された原材料を1つ以上使用しているか又は高萩市内で製造加工していること。
- (8) その他、審査会が認めるもの。

(認定の申請資格)

第5条 推奨品認定の申請を行うことが出来る者は、高萩市に事業所を有する協会会員または商 工会会員とする。

(認定の申請)

第6条 推奨品認定の申請を受けようとする者は、品目ごとに、審査会に認定申請書(様式第 1号)を提出しなければならない。

(認定の審査及び決定)

第7条 審査会は、申請が提出された際、申請内容について書類審査を行い、妥当であるとみな

される場合には、必要に応じて聞き取り調査・実施調査を行い、認定基準に適合するか否かを 審査する。

2 審査会は、申請内容が認定基準に適合すると認めるときは認定を決定し、当該申請者(以下「認定者」という。) に対し認定書(様式第2号) を交付する。

(認定の公表)

- 第8条 審査会は、認定者及びブランド製品の概要等、設定に関する情報を公表する。 (認定の表示)
- 第9条 認定者は、製品に所定の認定マークを表示することが出来る。
- 2 認定マークの表示を行う場合は、認定製品または包装・容器等に貼付するか、直接印刷することによって行わなければならない。
- 3 認定マークは、委員会の認定を得ていない製品に対して表示してはならない。
- 4 認定マークの規格は、様式第3号に定めるとおりとする。 (実績報告)
- 第10条 認定者は、認定製品の生産出荷実績について、毎年度3月末までの状況を翌年度の4 月末までに実績報告書(様式第4号)によって委員会に報告しなければならない。
- (認定の有効期間) 第11条 認定の有効期間は、認定を決定した年度の翌々年度とする。

(認定の更新)

- 第12条 認定者は、認定有効期間終了前の1ヶ月前までに認定更新申請書(様式第5号)を提出して、認定の更新申請を行うことが出来る。
- 2 審査会は、認定を更新した場合は、更新認定書(様式第6号)を交付して、その事実 を認めることとする。なお、有効期間は3年とする。

(認定の取り消し)

- 第13条 審査会は、認定者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、その認定を 取り消すものとし、認定取り消し後3年間は認定申請を受け付けないものとする。
- (1) 申請内容が虚偽のものであることが分かったとき。
- (2) 審査会に変更内容を報告して了解を得るなど正式の手続きを行わないで、認定内容を変更したとき。
- (3) 当該制度の充実化等のための委員会の指示に従わなかったとき。
- (4) 委員会のモニタリングにおいて当該商品の不具合が発見されたとき、又は消費者からの 苦情によって調査を行い、当該商品に不具合が発見されたとき。
- (5) その他制度の運用に重大な支障をきたす行為、または委員会の信用を著しく損なう行為があったとき。

(認定者の責務)

- 第14条 認定者は、委員会の指示に誠実に従うとともに、次の各号について遵守しなければならない。
- (1) ブランド推奨品の認知度向上のために、様々な方策を講じ積極的に活動すること。
- (2) 認定製品の品質改善に向けて、常に努力すること。
- (3) 認定後に消費者等とトラブルが発生した場合は、製造者責任の原則により、自己の責任 において処理すること

- (4) 消費者及び流通関係者とトラブルを起こしたときは、速やかにその内容を報告すること。
- (5) 当該認定にかかわる関係書類を最低5年間保管すること。

(認定の辞退)

第15条 認定者は、第11条及び第12条第2項に規定する有効期間満了前に何らかの理由により認定を辞退しようとするときは、認定辞退届出書(様式第7号)を提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱以外に必要な事項については、別途協議のうえ定めることとする。

附則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。